省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)等整備事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和５年度概算要求額　4.4 億円　（　新規　）

事業の内容

事業目的

本事業では、改正法を踏まえた事業者のエネルギー使用合理化や、非化石エネルギーへの転換の取組みの基礎となる定期報告書・中長期計画書等を作成・提出するためのWEBシステム等を整備し、事務手続きを電子化することで、事業者の負担を軽減し、法執行を効率化することを目的とします。

事業概要

令和４年度から運用を開始した省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)について、改正省エネ法に基づく新たな措置に関する報告システムや、その他届出頻度が多い省エネ法関連手続きを効率化するためのシステム開発や、その他の省エネ法執行に関わるシステムの運用等を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 委託 → 民間企業

【事業イメージ】

＜省エネ法定期報告書＞

省エネ法改正事項(令和5年4月1日施行)

・非化石エネルギーの追加

・電気需要最適化時間帯の評価

⇩

報告書作成システム等の改修

成果目標

令和５年から令和７年までの３年間の事業であり、最終的には改正省エネ法に関わる9割の手続きの電子化を図ります。